

裁判官会議（第三七回）議事録

昭和四十五年十二月二十三日（水曜日）

裁判官会議室において、午前十一時開議

出席員 石田長官、入江、長部、田中、岩田、下村、色川、大隅、

松本、飯村、村上、関根、藤林、関原、小川各裁判官

石田長官議長席につく。

議事

一 昭和四十六年度における司法行政事務に関する長官代理順序

（案）について

千葉秘書課長より、別紙に基づき、標記につき説明あり、原

案どおり可決する。

二 昭和四十六年一月・二月中の常置委員について

千葉秘書課長より、昭和四十六年一月・二月中の常置委員として左記裁判官にお願いした旨をはかり、これを諒承する。

第一小法廷

藤林裁判官

第二小法廷

村上裁判官

三

昭和四十六年度における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理順序および裁判事務の分配等（案）について

長井総務局長より、別紙に基づき、標記につき説明および小川裁判官の配置につき慣例どおり第二小法廷とすることをお諮りしたところ、石田長官より、明年一月九日退官の入江裁判官の後任発令をまつて改めて審議したい旨提案あり、意見交換のうえ、小川裁判官の配置について審議することを留保のうえ、原案どおり可決する。

四

昭和四十六年度における最高裁判所各法廷の裁判所書記官の配置（案）について

長井総務局長より、別紙に基づき、標記につき説明あり、原

案どおり可決する。

五 司法修習生に関する規則の一部を改正する規則案について

矢崎人事局長より、別紙に基づき、右規則案を説明あり、原案どおり可決する。

六 人事について

矢崎人事局長より、別紙に基づき、裁判官の転補、部の事務総括者の指名等および退官等につき説明あり、これを可決、諒承する。

七 最高裁判所事務総局民事局長兼行政局長の後任について

矢崎人事局長より、別紙に基づき、標記後任入選案につき説明あり、意見交換のうえ、最高裁判所事務総局民事局長兼行政局長として

を決定し、

八 岡山地方裁判所長の後任等について

矢崎人事局長より、別紙に基づき、標記後任人選案につき説明あり、意見交換のうえ、岡山地方裁判所長として裁判所書記官研修所長田原義衛氏を決定し、その後任として最高裁判所事務総局刑事局長佐藤千速氏を決定し、[REDACTED]

九 最高裁判所事務総局刑事局長の後任について

矢崎人事局長より、別紙に基づき、標記後任人選案につき説明あり、意見交換のうえ、最高裁判所事務総局刑事局長として[REDACTED]を決定し、[REDACTED]

午後零時三十分散会

議長

秘書課長

(昭四五・二一。二二秘書印)

昭和四十六年度における司法行政事務に関する長官代理順序(案)  
昭和四十六年度において、最高裁判所長官に差しつかえあるときは、司法行政事務については、席次の順序にしたがつて、これを代理する。

(参考)

最高裁判所長官の代理に関する規程

(昭和二十二年十月八日)  
最高裁判所規程第三号)

最高裁判所長官に差支あるとき、司法行政事務について、これを代理する者の順序は、毎年十二月裁判官会議の議によりこれを定める。

前項の規定による代理順序を変更する必要が生じたときは、裁判官会議の議によりこれを定める。

昭和四十六年度における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、

代理順序および裁判事務の分配等について(案)

昭和四十六年度における最高裁判所の各小法廷の裁判官の配置、裁判官にさしつかえがあるときの代理順序、各小法廷に対する裁判事務の分配および各法廷の開廷日割を、次のとおり定める。

第一 裁判官の配置

第一小法廷

裁判官 入 江 俊 郎

裁判官 長 部 謙 吾

裁判官 岩 田 雄 一

裁判官 藤 林 健 三

裁判官 大 隅 健 一

裁判官 藤 田 益 誠

裁判官 石 田 和 外

第二小法廷

裁判官

裁判官						
小川	岡村	中村	本村	二郎	三郎	四郎
川上	原信	原昌	根義	正義	正義	幸太郎
色	村信	昌信	根義	義雄	雄美	雄一郎
川	原昌	原信	村根	村根	郷郷	郷郷

## 第二 裁判官の代理順序

一 第一小法廷の裁判官にさしつかえがあるときは、第二小法廷の裁判官（ただし、最高裁判所長官を除く。）または第三小法廷の裁判官が、第二小法廷の裁判官にさしつかえがあるときは、

第三小法廷の裁判官または第一小法廷の裁判官が、第三小法廷の裁判官にさしつかえがあるときは、第一小法廷の裁判官または第二小法廷の裁判官（ただし、最高裁判所長官を除く。）が、順次これを代理する。

二 大法廷において最高裁判所長官にさしつかえがあるときは、他の裁判官が、席次の順序に従つてこれを代理する。

## 第三 裁判事務の分配

一 事件は、種類ごとに、左の比率によつて順次各小法廷に分配する。

第一小法廷  
第二小法廷  
第三小法廷

四  
三  
五

二 再審事件は、原裁判をした法廷に分配する。

三 小法廷で差し戻した事件または小法廷で高等裁判所の差し戻

し判決を是認した事件の判決に対する上告事件は、その法廷以外の小法廷に分配する。

四 一の小法廷に分配した事件が他の小法廷の取扱事件と関連するためあわせて審理裁判することが便宜であるときは、関係小法廷の裁判官の協議により、一の小法廷においてあわせて審理裁判することができる。

五 各小法廷の未済事件は、当該法廷で引き続き取り扱う。

#### 第四 開廷の日割

大 法 廷	水曜日
第一小法廷	木曜日
第二小法廷	金曜日
第三小法廷	火曜日

(昭四五年一二、五訟印)

昭和四十六年度における最高裁判所各法廷の裁判所書記官の配置について（案）

昭和四十六年度における最高裁判所各法廷の裁判所書記官の配置を、次のとおり定める。

大 法 �廷	辻 一 雄 渡 辺 洋	兼 子 市 寿 坂 井 健 司
大 法 廷 事 務 室	山 口 軍 司	山 本 儀 一 郎
沼 友 部 敏 道 柏 木 利 三	辻 一 雄 渡 辺 洋	山 口 軍 司

第一小法廷	高橋 初太郎	松下 好荒	塚本 荒巻	金司 正	小仁所 由紀雄	團之原 清美	杉本 恒明	桐栄一
第二小法廷	市丸 秋美	竹岡 邦美	内藤 隆	藍久夫	井伊 邦青木	大久保昭	大久保久夫	大久保青木
第三小法廷	森和治	森響	森平	森達	森上	森久	森久	森久

司法修習生に関する規則の一部を改正する規則（案）  
司法修習生に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十五号）  
の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。

最高裁判所は、特に必要があると認めるときは、考查委員を委嘱することができる。  
考查委員は、考試の実施に關し、委員長が特に命じた事務を行なう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理由

司法修習生の考試に関する事務の能率的な処理を図るため、最高裁判所が考査委員を委嘱することができるようにする必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

司法修習生に関する規則新旧対照表

改正規則案

第十四条 委員会は、裁判、検察及び弁護

士事務の実務その他必要な事項について

考試を行う。

最高裁判所は、特に必要があると認め  
るときは、考查委員を委嘱することがで  
きる。

考查委員は、考試の実施に關し、委員  
長が特に命じた事務を行なう。

司法修習生考試委員會委員名簿

(昭四二二九現在)

委員長	最高裁判所長官
最高裁判所判事	日本芸術院長
法政大学名誉教授	東京大学名誉教授
東京大学名誉教授	共立女子大学教授
文化財保護審議会会長代理	東京国立博物館長
東京弁護士会弁護士	第一東京弁護士会弁護士
第一東京弁護士会弁護士	第二東京弁護士会弁護士
今 小 千 稲 稲 石 河 金 谷 高 関 村 大 石	隅 上 田 橋 川 子 田 盛 田 野 葉 井
忠 清 宗 清 清 好 茂 武 徹 誠 小 朝 健 一	一 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎
一 男 郎 郎 八 助 作 蔽 蔽 郎 郎 郎 郎 郎 郎	一 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎

委員

最高檢察序次長檢事

最高檢察序刑事部長

法務省刑事局長

法務綜合研究所長

最高裁判所事務總長

東京高等裁判所判事

"

司法研修所長

司法研修所教官

"

司法研修所長

司法研修所教官

"

司法研修所長

法務大臣官房人事課長

最高裁判所事務總局人事局長

(詳事)

矢藤 橫池 古吉 守江 桑吉 本辻 長山  
富田 田島 田川 沢田 倍田 岡原 田田 本  
清辰 三郎 久義 久義 久義 久義 久義  
太正 三郎 三郎 三郎 三郎 三郎 三郎 三郎  
正清 健次 潤次 潤次 潤次 潤次 潤次 潤次  
昭武 治郎 直郎 直郎 直郎 直郎 直郎 直郎  
憲義 豊義 豊義 豊義 豊義 豊義 豊義 豊義

内訳

筆記考試關係

十五名

口述考試關係

民事系統試問 (A班) 二十一名  
一般教養試問 (C班) 三十五名  
刑事系統試問 (B班) 二十四名

合計 九十五名

臨時委員 (0班)

東京弁護士会弁護士

第一東京弁護士会弁護士

第二東京弁護士会弁護士

" "

法務大臣官房司法法制調査部長

法務大臣官房訴務部長

法務省矯正局長

法務省人権擁護局長

最高検察庁総務部長

長川勝香影高牧坂横樺堂後菅高松  
富島尾川山木野本谷野藤野木永  
一鎌保常壽吉丈秋達信勘右芳  
久郎三一勇七太郎勝夫也二夫助市

臨時委員（C班）

最高検察庁公判部長

最高検察庁検事

東京高等検察庁次席検事

東京高等裁判所長官

東京地方裁判所長

東京家庭裁判所長

裁判所書記官研修所長

最高裁判所事務総局刑事局長

最高裁判所事務総局家庭局長

東京高等裁判所判事

東京地方裁判所判事

東京高等裁判所判事

東京地方裁判所判事

東京地方裁判所判事

東京地方裁判所判事

東京地方裁判所判事

東京地方裁判所判事

東京地方裁判所判事

東京地方裁判所判事

法務省刑事局参事官（検事）

法務省入国管理局審判課長（検事）

法務総合研究所研修第二部長

東京高等検察庁検事

東京弁護士会弁護士

東京第一弁護士会弁護士

是	宮	寺	畠	山	戸	木	築	小	植	大	浦	戸	熊	安	大	江	瀬	中	外	佐	田	宇	長	長	本	神	本	長	
恒	本	坂	山	本	田	村	村	尾	村	村	辺	田	谷	岡	口	田	戸	西	山	藤	原	川	谷	部	野	谷	利	義	美
達	正	吉	国	耕	宗	信	保	善	英	行	吉	滿	弘	正	清	正	彦	四	千	茂	潤	四	吉	尚	利	一	男	義	美
見	美	郎	重	幹	孝	治	秀	雄	衛	弘	弘	彦	忠	夫	忠	彦	二	二	速	速	利	潤	四	郎	一	男	義	美	

臨時委員 (A · B 班)

東京第一弁護士会弁護士  
東京第二弁護士会弁護士

司法研修所教官 (判事)

村山岡吉安上藤飯坂安野岸宮  
上本村沢国谷井原堺倍上松口沢  
幸太郎治潤種正一和正寿不二雄星邦  
卓信三彦清雄乘衛三雄夫三一夫

司法研修所教官 (検事)

鈴小釘島佐池石藤川岡村武伊小金  
木林沢谷藤田井岡口村上並原瀬  
秀宏一六哲清嘉清泰格公祐隆  
雄也郎郎治夫晋高孝一良郎史

司法研修所教官 (弁護士)

臨時委員(A·B班)

司法研修所教官（弁護士）

臨時委員（筆記）

言法研修用教官（半事）

司法研修所教官  
(檢事)

三 井 木 近 岡 柳 萩 井 武 宮 日 義 井 島 大  
ツ 木 上 村 藤 田 瀬 原 関 藤 崎 野 江 上 田 山  
正 勝 博 光 隆 寿 春 富 久 義 德 忠  
次 正 典 康 了 次 雄 浩 光 哉 郎 駿 男 郎 市

司法研修所教官（弁護士）

松堀長横柏  
浦田畠烟田田木  
登志雄二三武博

以上九十五名

裁判官会議付議人事関係事項（昭四五、一二、二三提出）

一 裁判官の兼官転籍について

兼簡判（横浜地家横須賀支判）判事（東京地判事）	瀬 下 貞 吉
（横浜地家川崎支判事）" " "	藤 原 高 志
" （浦和家地川越支判事）" " "	勝 俣 利 夫
東京高判事	東京地判事
大森簡判兼東京簡判	東京簡判
東京簡判	大森簡判兼東京簡判
新宿簡判	立川簡判
立川簡判	新宿簡判
前橋簡判	伊勢崎簡判
福井簡判	大野簡判
大野簡判	福井簡判

二　昭和四十六年度の下級裁判所における部の事務総括者の指名につれて

別紙部の事務を総括する裁判官名簿のとおり

三 裁判官の職務代行について

免東京地判事の職務代行 旭川地判事  
命〃 青森地八戸支判事  
〃 薦田茂正  
山本矩夫

四 司法行政事務命令について

免最高裁人事局付  
東京地判事補  
岡田良雄

五 裁判官の昇給について

昭和四十六年一月の昇給については別紙裁判官昇給候補者名簿のとおり

六 裁判官の過失

## 七 裁判所調査官の任命等について

解併任名古屋地裁判所調査官	東京地裁判所調査官
福岡地裁判所調査官	"
大蔵事務官（札幌國稅局關稅部長）	齊 育
黒 岩 芳 昭	齊 育
藤 和 民 民	藤 和 民 民

八 各種委員会委員の解任等について

別紙各種委員会委員等名簿のとおり

九 死亡叙勲について

勲一等瑞宝章

勲三等旭日中綬章

元岡山家所長

元東京家判事

三野盛

恒田文

次一

一〇 昭和四十六年度司法修習生採用内定等について（追加）

(一) 採用内定について 受験番号

(二) 採用内定の可否について "

昭和四十六年度

部の事務を総括する裁判官名簿

東京高等裁判所

部の名稱

首

氏

名

三

服平岡柳中中桑服近仁岡浅近

部賀部川西西原部藤分部沼藤、

高 儘 行 真 彥 彥 正 高 完 百 行 完

佐 二 二 合

顯 太 男 夫 郎 郎 懿 顯 聞 人 男 武 習

東京地方裁判所

第十一  
第一特  
二  
三  
四  
五  
第一  
第二  
第三  
第四  
第五  
第六  
第七  
第八  
第九  
第十  
第十一  
裁判所  
民事第  
第一  
第二  
第三  
第四  
第五  
第六  
第七  
第八  
第九  
第十  
第十一

別部

一部 二部 三部 四部 五部 六部 七部 八部

二二二二二二二二

判 ( 壞 ) ( 長 ) ( 長 )

官(宣)事

安 井 田 岡 緹 高 渡 安

# 江閩岸岸岸高里

岡口宮田引津部藤

一號 口

吉 未 辰 重 源 滿

清行盛 盛 盛 盛 盛 盛

一 覺 環 男 雄 郎 彦

男 一一一 男 雄

第十四民事部

判  
事

江 關 江 八 粟 荒 飯 井 中 樞 堵 仁 久 近 西

崎 谷 崎 島 本 川 田 波 野 口 分 利 藤 川

太六太三一正一七次 義百 完美  
三 合

郎 郎 郎 郎 夫 郎 郎 郎 雄 勝 次 人 舜 爾 數

第二十五部	第二十六部	第二十七部	第二十八部	第二十九部	第三十部	第三十一部	第三十二部	第三十三部	第三十四部	第三十五部	第一部	第二部	第三部
第二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	一	二	三

播 服 相 西 中 緒 荻 園 輪 荒 沖 坂 石 秦 渡  
本 部 沢 村 村 方 原 田 湖 木 野 井 川 迎  
格 一 正 宏 治 節 直 公 秀 芳 義 不 痘  
一 雄 一 朗 郎 三 治 寛 一 威 雄 夫 雄 之

伊中井杉兼今西田大真倉辨岩安鈴  
東村口本築村岡中塚船田田村藤木  
秀治牧良義三悌永正孝卓文弘  
郎朗郎吉春郎次司夫允次郎雄覺潔

東京地方裁判所	民事第一	第二	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	第二十六	第二十七	第二十八	王子	支部	第一	第二	第三	第十九	第二十	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	第二十六	第二十七	第二十八	第二十九
判	支	判	判	"	"	"	"	"	"	"	事	長	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事
加	（	森	中	樋	海	船	守	新	戸	草	岡	牧	西	村	垣	場	田	谷	関	原	口	田	老	藤	一	
一	文	早	早	和	震	三	雅	良	圭	弘	芳	夫	法	次	熟	八	次	法	芳	治	苗	博	一	雄	勞	
芳	治	（	苗	博	一	雄	芳	夫	弘	八	熟	次	法	次	法	芳	夫	弘	八	熟	次	法	芳	治	（	

東坡家藏錄

刑事第二部

判事田上譯彥

目  
事  
一  
部  
二  
部  
三  
部  
四  
部

判事立若蕉柏市三田山森中野室  
岡尾山木村淵中崎口田本伏  
安 賢 光 嘉 寿 静 秀 三 壮  
正 元 嶽 吉 一 子 夫 茂 一 慧 雄  
事

二部

水戸地方裁判所

民事第一部

宇都宮地方裁判所

刑民  
事  
部

前橋地方裁判所

第二部

第二回

卷之三

静岡地方裁判所

11

刑  
事  
第  
一  
部

静岡地方裁判所添付文書  
民事部

刑  
事  
部

靜岡地方裁判所民事部

刑  
事  
立

102

判	所	判	所	判	判	所	判
事	長	事	長	事	長	事	長
(	)	(	)	(	)	(	)
植	岩	横	柏	須	高	石	上
(	)	(	)	(	)	(	)
村	野	川	井	藤	野	崎	野
.	.	.	.	.	.	.	.
田	中						
秀		敏	康		平	政	
(	)	(	)	(	)	(	)
三	徹	雄	夫	貢	八	男	忠
(	)	(	)	(	)	(	)
茂							

水野正男

判事水之上東京

判事石見脛目

昭 佐 開 番 一 二 三 一 二 三

支部長

(支判部長事)(岡本二郎)

卷之三

甲府地方裁判所

民事第一部

四

刑  
事  
部

判所

五

九

半  
所

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

裁判所

第一 民憲

第二

第三

第  
五  
八

第六

第七

策  
八  
八

萬葉

第十一

第十二

第一形

114

新潟地方裁判所	第一民事部	民事部	第二部
第二部	第二民事部	民事部	第二部
判 所 判	判 所 判	判 所 判	判 所 判
事 長 事	事 長 事	事 長 事	事 長 事
藤 滨 宮	青 細 木	田 鈴 内	木 木 藤
野 口 嶋	木 井	中	木 正
清 六 啓	義 淳	加 藤	重 光
豊 六 郎 )	人 ) 三	藤 男 )	久 )

大阪地方裁判所  
第 二 刑 事 部  
第 三 部  
第 四 部  
第 五 部  
第 六 部  
特 別 部

(長官) (長官) 判事

（新）新岡田河三  
関関田中村木  
勝勝退勇澄良  
芳芳一雄夫雄

第五十五	第五十四	第五十三	第五十二	第五十一	第四十二	第四十一	第二十三	第二十二	第二十一	第十五	第十四	第十一
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	-----	-----

判 所判 所判 事 長寧 長寧

北白日野富木木戸鍛小大本岡谷

# 野井下田守田下田田高井浦

憲美敏榮善忠正亥健重英之次

二則夫一誠良良勝一助郎巽信俊





大津地方裁判所

刑  
事  
部

判事

四

公

四

和歌山地方裁判所

卷之三

所  
處  
事  
五

四

寫

171

卷之三

荆所  
事長  
其

古 虞

忠和

藉 予

名古屋高等裁判所 一部の名称 官職

三

名古屋地方裁判所

福井地方裁判所

民事一部

民事二部

刑事一部

刑事二部

金沢地方裁判所

第一部（民・刑事）

第二部（民事）

第三部（刑事）

富山地方裁判所

民事部

刑事部

刑事裁判所

民事部

刑事部

広島高等裁判所

第一部

第二部

第三部

第四部

第五部

第六部

広島高等裁判所岡山支部

第一部

第二部

第三部

第四部

第五部

第六部

広島地方裁判所

民事第一部

民事第二部

民事第三部

刑事第一部

刑事第二部

刑事第三部

官職

氏

名

判事  
（支判  
部長事  
長）

判事  
（官）  
（高足  
松高）

竹熊加辻  
胡高  
高足松高

村佐藤川  
田橋  
橋立本橋  
義利正  
文冬英  
寿里宏正  
勲男  
恵進樹明

所判事  
（小岡  
潤村  
利男  
連）

所判事  
（長事  
（石至  
澤村  
忠一  
一郎）

所判事  
（長事  
（石至  
澤村  
忠一  
一郎）

茂  
巖克  
薰）

刑事第二部

判

事

千

場

義

秋

広島地方裁判所呉支部

判

事

西

宮

田

信

夫

山口地方裁判所

判

事

井

哲

雄

山口地方裁判所下関支部

判

事

平

侯

信

比

古

山口地方裁判所下関支部

判

事

荻

田

健治郎

次

第一二部

判

事

藤

原

吉

備

彦

遜

第一一部

判

事

岩

崎

光

次

岡山地方裁判所

五  
十  
部  
分

立  
夫

第一民事部

第二  
第三  
第二  
第一

鳥取地方裁判所

山

内

民事部

大

下

倉

海

義

彦

政

四

保

四

朗

彦

治

松江地方裁判所

民事部

刑事部

判  
事  
長  
事  
長  
事  
長  
事

西  
幸

内  
田

英  
輝

治

彦

治



福岡地方裁判所

第一民事部

三

三

原

宗

朝

判事事長事事  
所判判判判判  
森永龍彦  
木原好田藤野吉田石谷田  
桑生三権眞秋塩白中松  
朝雄二郎一臣一郎吉也士竹  
宗宗義謙德義英重駿破敬富士

佐賀地方裁判所	民事一部	民事部	民事部	民事部	第一刑事部	第二部	第三部	福岡地方裁判所久留米支部
(所判長事)	(吉)	(判事長事)	(山岡)	(伊)	(内)	(判事長事)	(安矢)	(支判部長事)
田信孝	本野重茂	藤敦信	田八朔	河基一	山河基	頭直哉	夫郎夫	勝哉
田信孝	本野重茂	藤敦信	田八朔	河基一	山河基	頭直哉	夫郎夫	勝哉

長崎地方裁判所 民事二部  
刑事部  
岩崎  
村江  
田嶋  
溜嶋

民事第二部

刑 事 部

( 所 判 )

長 事 ( — 山 )

真 庭 ( — 田 )

庭 ( — 鹿 )

春 夫 ( — 助 )

名

官 職 氏

仙台高等裁判所

第一民事部

第二部

第三部

第一刑事部

特别限制事件裁判所

第二部

第一民事部

第二部

第三部

第一刑事部

第二部

第三部

第一民事部

第二部

判 所 判 判

事 長 事 ( )

杉 佐 谷 佐 三

久

本 木 口 薩 浦

上

野 田 本 中 上

康 幸 瑞 晃 康

正 次 茂 幸 克

太 太 郎 己

雄 雄 栄 ( )

夫 ) 幸 雄 夫 )

隆 平 夫 )

夫 )

夫 )

福島地方裁判所

第一民事部

第二

民事部

刑事部

民事部

刑事部

民事部

刑事部

第一民事部

第二

民事部

刑事部

第一民事部

第二

民事部

刑事部

青森地方裁判所

民事部

第一刑事部

第二

判 所判判  
事長事事

井 古 大

上 川 石

忠 行

清 実

判 所判判  
事長事事

伊 石

沢 井

議

彦

山形地方裁判所

民事部

刑事部

民事部

刑事部

第一民事部

第二

民事部

刑事部

判 所判判  
事長事事

佐 和 石

藤 田 川 路

良 不 二 男

繁 雄 保

判 所判判  
事長事事

阿 部 部

哲 太 郎

喜 孝

一 達

盛岡地方裁判所

民事部

刑事部

民事部

刑事部

第一民事部

第二

民事部

刑事部



旭川地方裁判所	第一	第二	第三	第四
民事第一部	民事第一部	民事第一部	民事第一部	民事第一部
刑事部	刑事部	刑事部	刑事部	刑事部
判所判事長事	判所判事長事	判所判事長事	判所判事長事	判所判事長事
(江堅新)	(岩志)	(杉藤)	(木原)	(山本)
尻海山	水本木	志岩	山原	江新
美雄一	義正典	彦文	次順真	一

釧路地方裁判所	第一	第二	第三	第四
民事第一部	民事第一部	民事第一部	民事第一部	民事第一部
刑事部	刑事部	刑事部	刑事部	刑事部
判所判事長事	判所判事長事	判所判事長事	判所判事長事	判所判事長事
(東煙)	(木原)	(山本)	(水本)	(尻海山)
一	次順真	彦文	美雄一	一

部の名称

高松高等裁判所

第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八
別	部	部	部	部	部	部	部

高松地方裁判所

民事第一部	民事第一部
第二部	第二部

刑  
事  
部

徳島地方裁判所

民事第一部	民事第一部
第二部	第二部

刑  
事  
部

判所判事長事	判所判事長事
(東煙)	(木原)

郁夫	微季
(一)	(雄季)

益明築	盛茂成	豪行男
(一)	(二)	(二)

名

高知地方裁判所

刑

事

部

民事第一部

（所判

事長）

（津

田

正

良）

民事第二部

（所判

事長）

（安

石

保

正

松山地方裁判所

刑  
事  
部

（所判

事長）

（永

永）

民事第一部

（所判

事長）

（屋

屋）

（愛

永）

民事第二部

（所判

事長）

（秋

秋）

（加

加）

昭和四十六年一月

秘

裁判官昇給候補者名簿

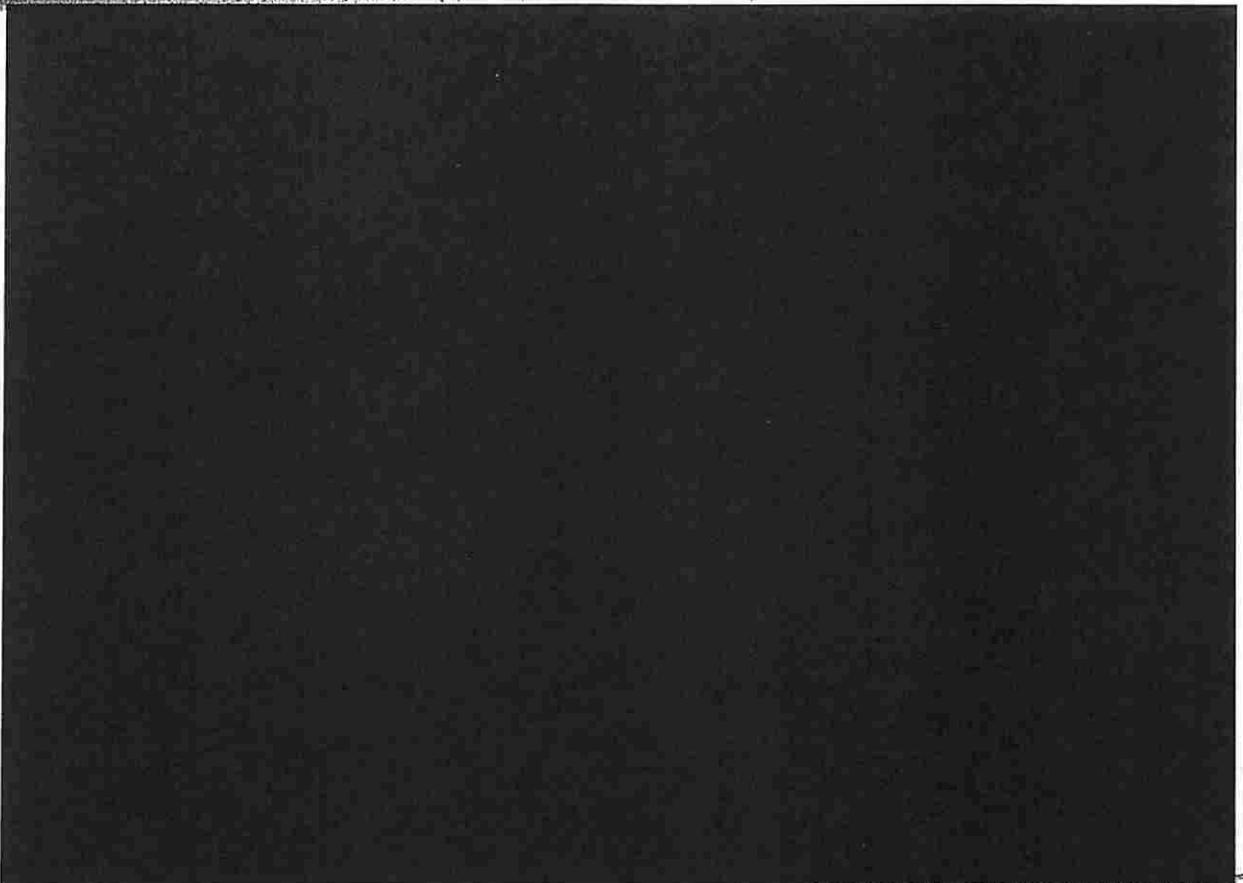
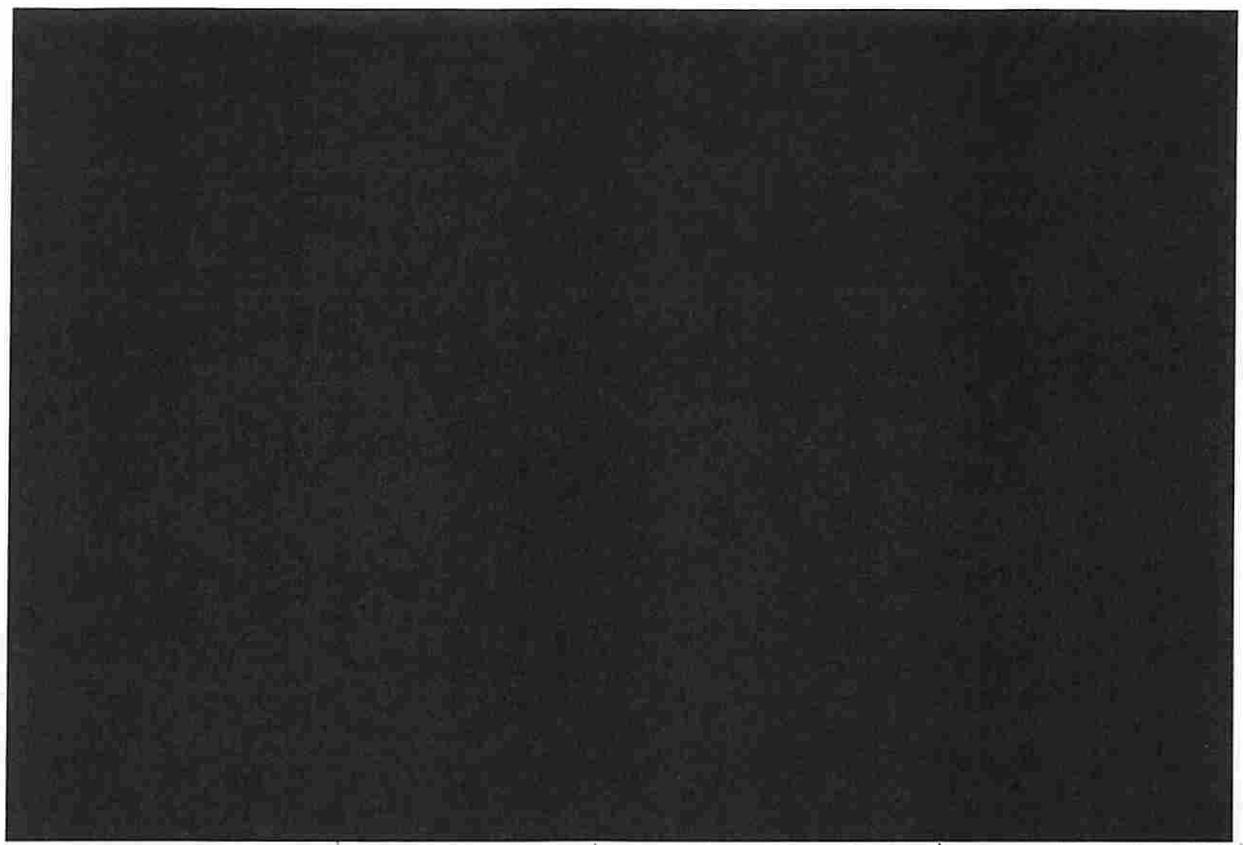
最高裁判所事務総局人事局

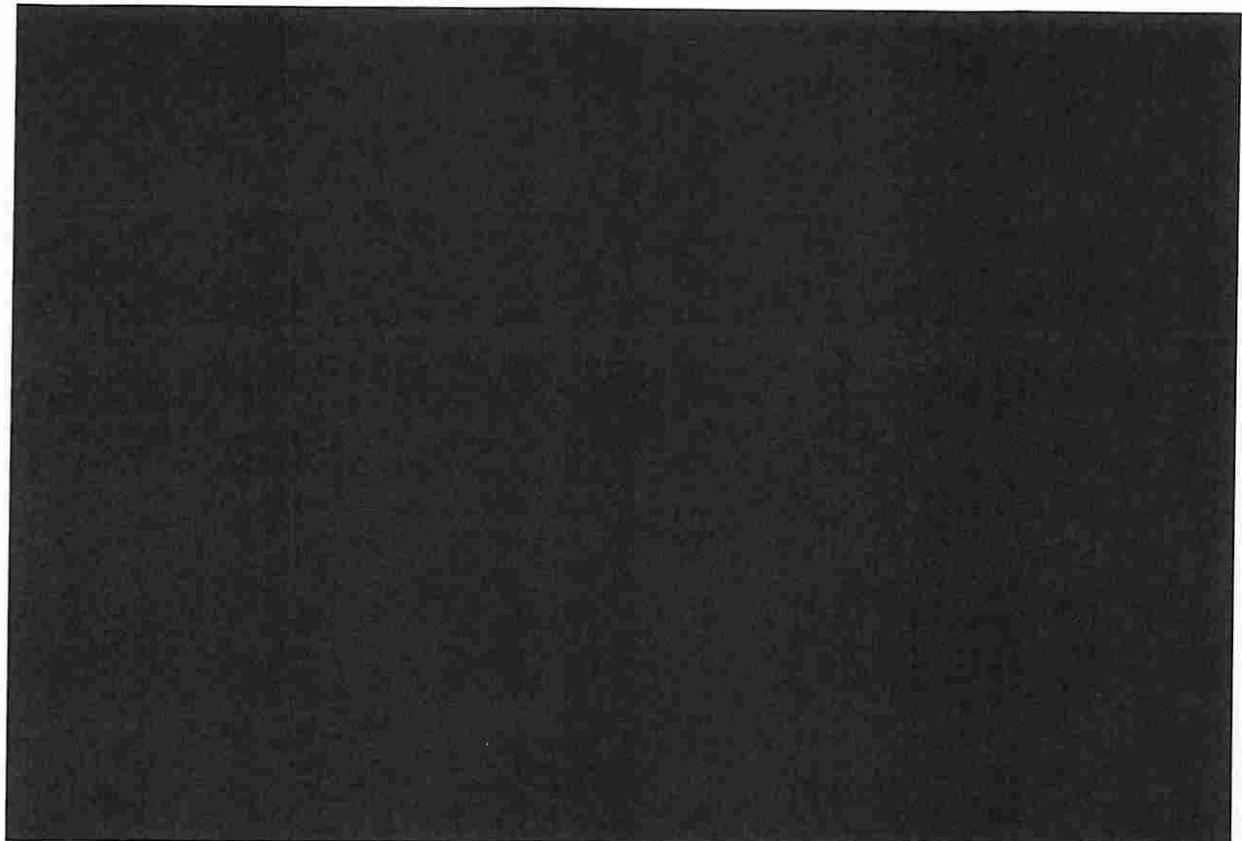
發令日 一 升給号 一 所屬府 一 官名 氏名 一 億考

發令日 昇給号 所屬庁 官名 氏名 備考

発令日  
昇給号  
所属庁  
官名  
氏名  
備考

發令日一昇給号一 所屬庁一 官名一 氏名一 備考





免 令 日 一 異 紿 号  
所 屬 府 一 官 名 氏 名 備 考

路 令 日 昇 級 号 所 屬 庁 官 名 氏 名 僕 寿

發令日 昇給號

所屬 序

官名

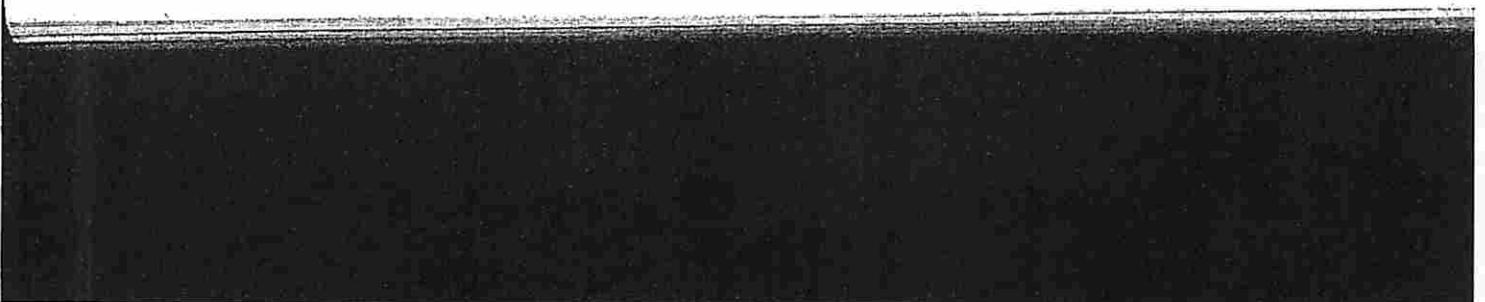
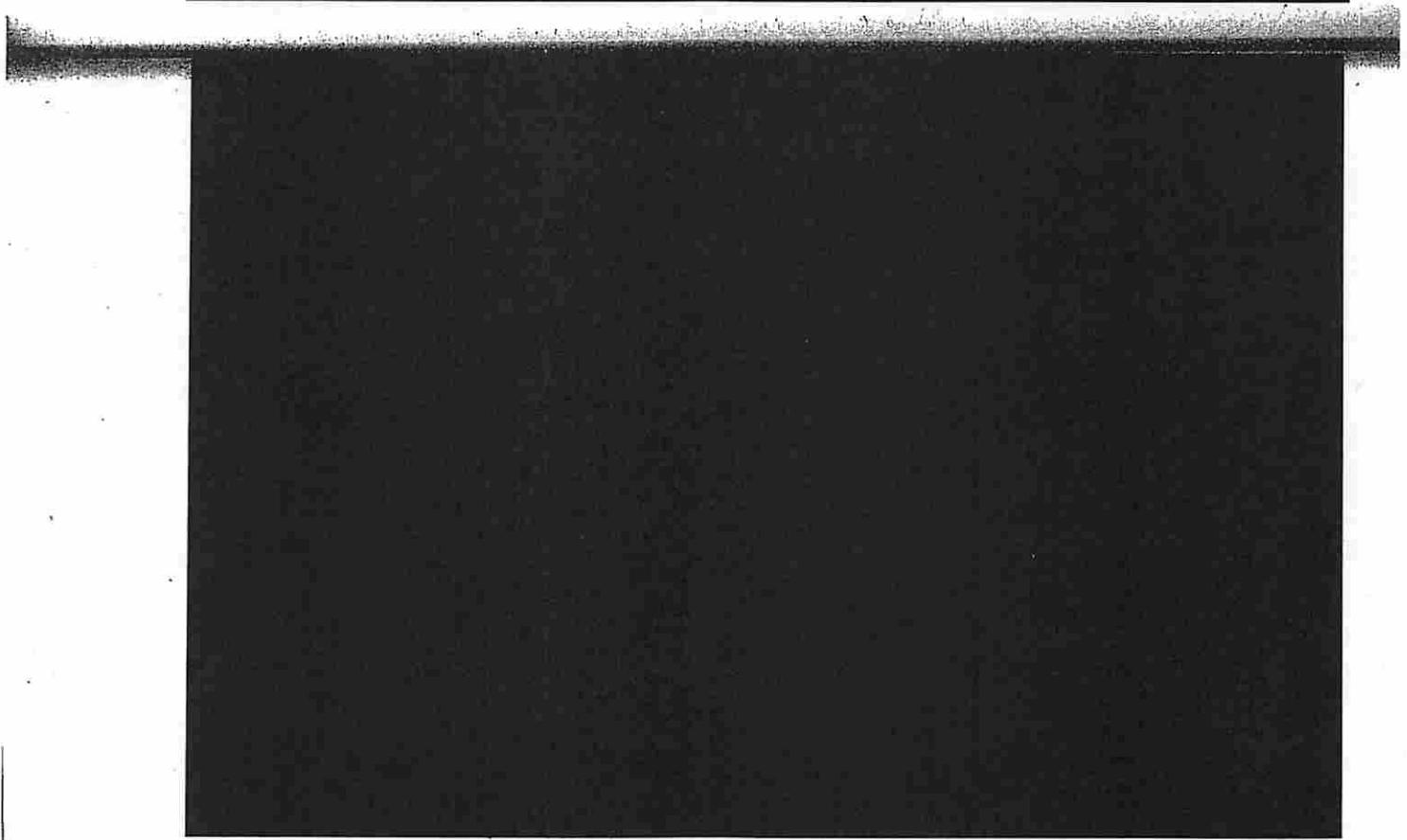
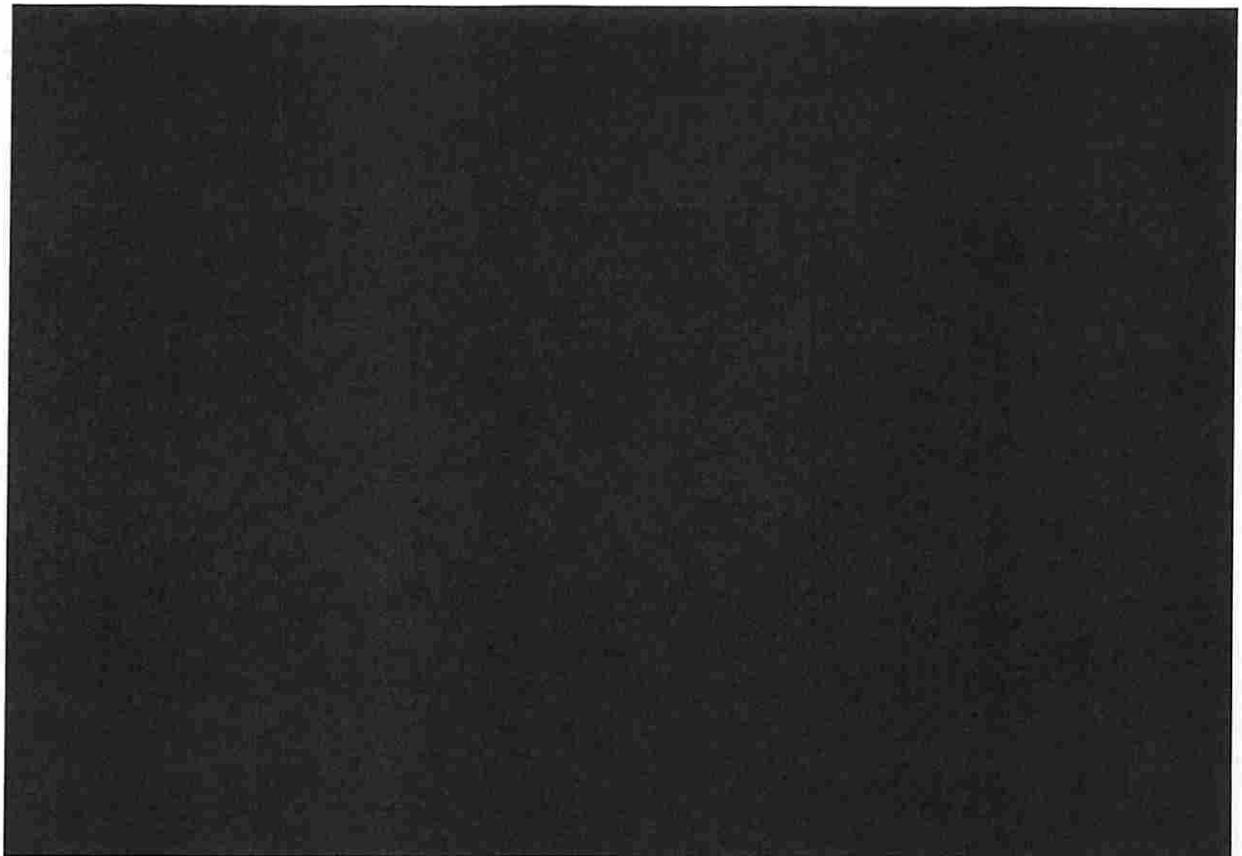
氏

名

備

考

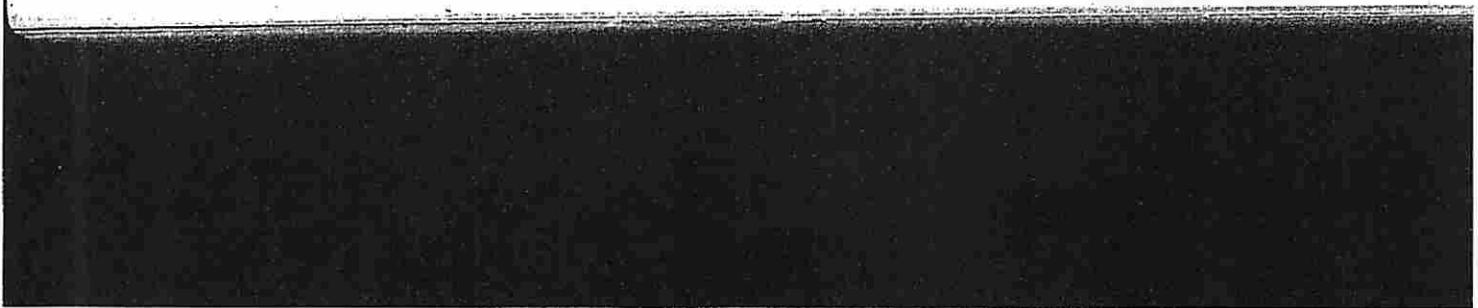
發合日昇給號所屬序官名氏名姓考

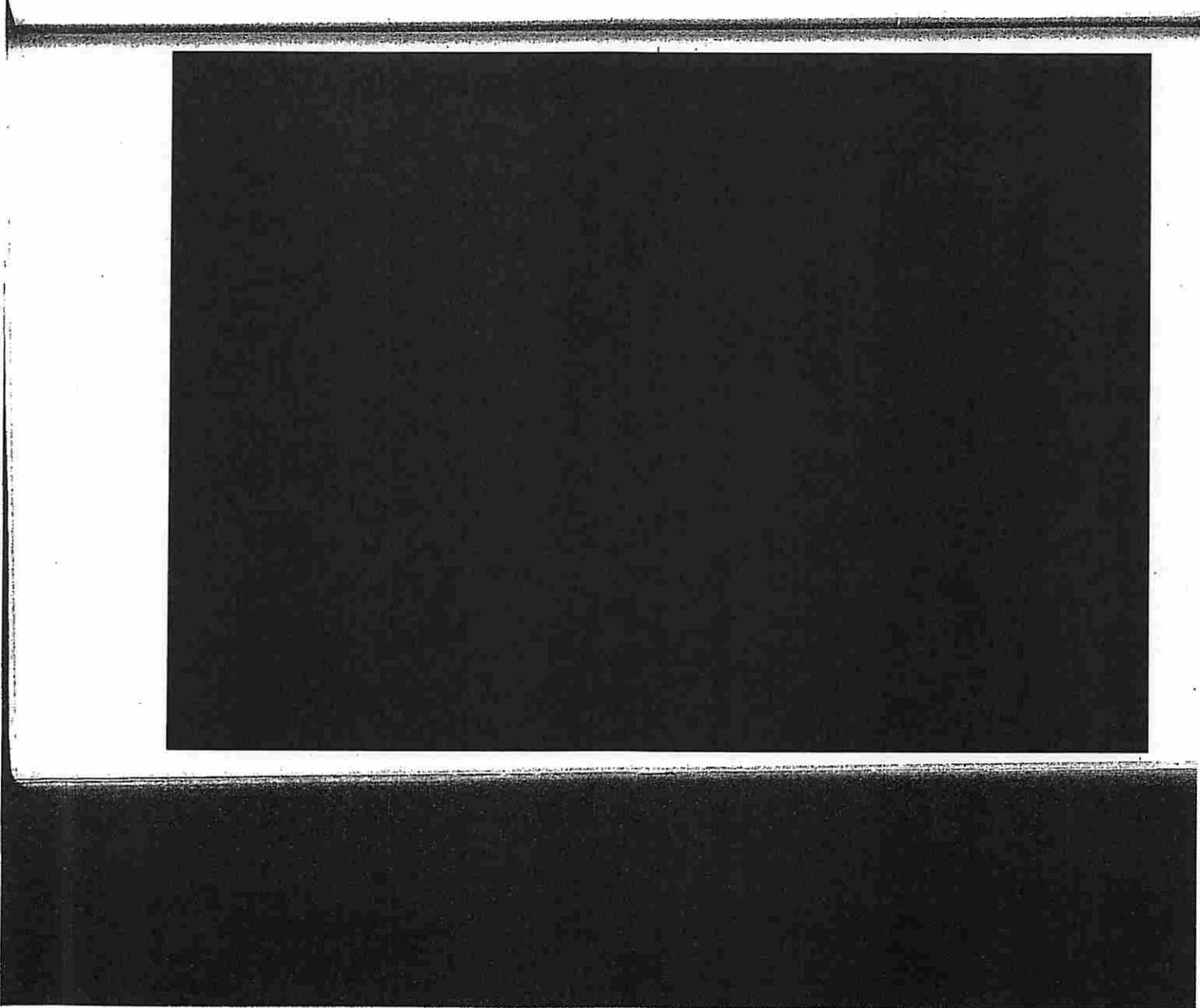
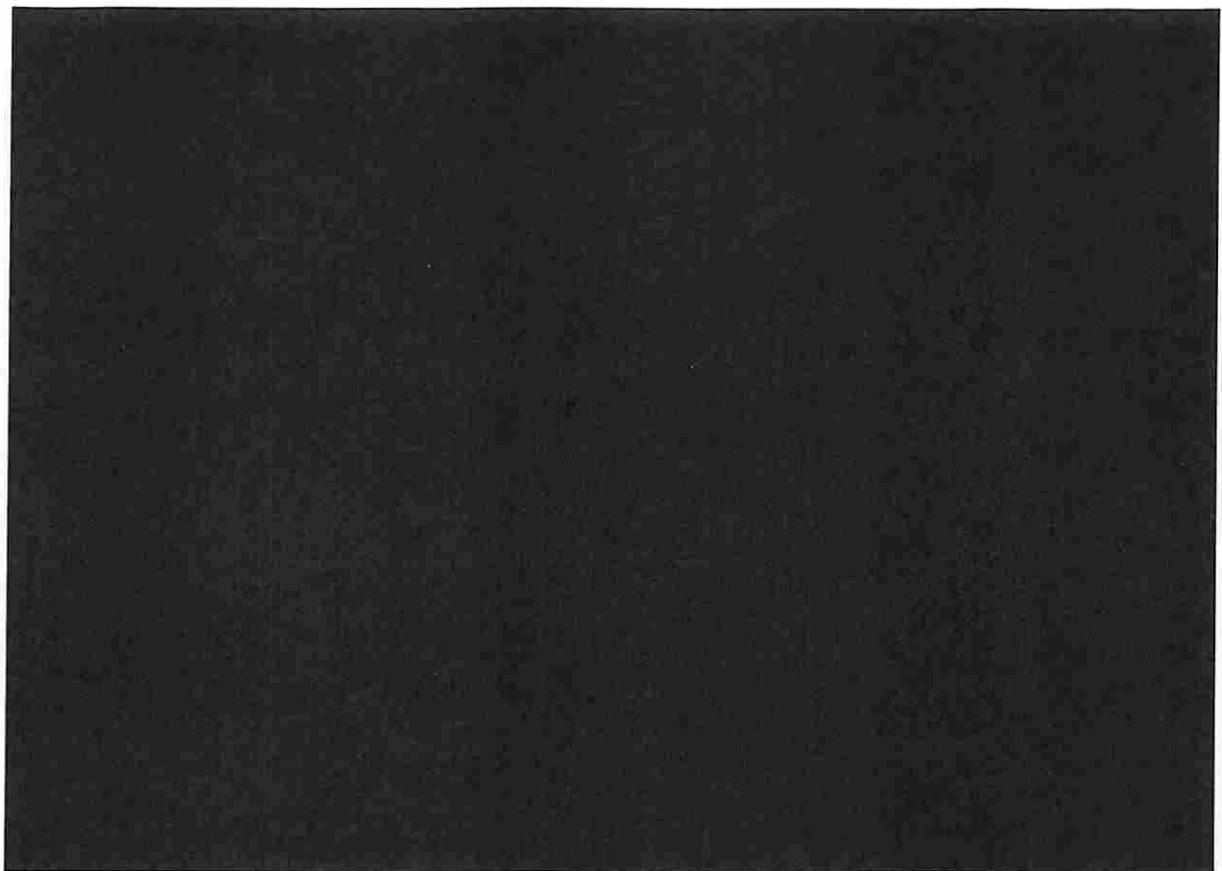


發令日 昇給号 所屬庁 官名 氏名 様考

發令日一昇綱號一所屬序一官名一氏名一備考

發令日 一 升給号 一 所屬序 一 官名 一 氏名 一 備考





發 令 日 一 昇 級 号 一 所 屬 府 一 官 名 一 氏 名 一 備 考

免令日 — 昇給号 — 所屬序 — 官名 — 氏名 — 備考

發令日—昇給号—所属庁—官名—氏名—備考

發合日 一 昇給号 一 所屬庁 一 官名 氏名 一 備考

發令日 畝給号 所屬庁 官名 氏名 備考

免 令 日 一 昇 級 号 一 所 屬 序 一 官 名 一 氏 名 一 備 考

各種委員会委員等名簿

○ 最高裁判所刑事規則制定諮詢委員會

免委員

城戸芳彦

○ 最高裁判所一般規則制定諮詢委員會

任命幹事

日弁連事務總長(弁護士)

谷川八郎

○ 法制審議会民法部会

応募委員

最高裁家庭局長(判事)

東京家裁所長(〃)

外山四郎

○ 法制審議会刑事法部会

推せん委員

東京地裁判事(判事)

木梨節夫

○ 法制審議会刑事法特別部会

推せん委員 東京地裁判事（判事）

東京地裁判事（判事）

木 稲 節 夫

○ 昭和四十六年度司法試験第二次試験  
推せん考査委員

東京高裁判事（判事）

東京地裁判事（判事）

最高裁行政局第一課長（判事）

東京地裁判事（判事）

東京高裁判事（判事）

最高裁行政局第一課長（判事）

渡 安 相 西 藏  
部 倍 沢 村 原  
吉 正 正 宏 直  
隆 三 重 一 三

坂 戸 吉 江 里  
井 田 口 沢 田 永 戸 口 好  
芳 潤 清 文 信 牧 正 克  
雄 弘 三 雄 郎 二 和 郎 彦  
富 雄 三 雄 郎 二 和 郎 達  
彦

